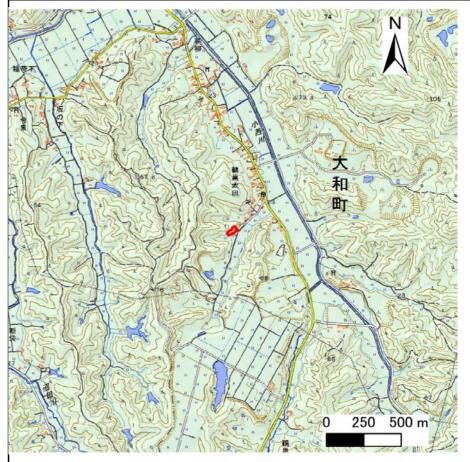
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第82号
告示年月日	平成31年1月29日

自然現象の種類				急傾斜地の崩壊
笛	所	番	号	Ⅱ-自-0773
笛	戸	f	名	榴沢西の2
所	在 地			黒川郡大和町鶴巣太田字榴沢西
調	査	機関		宮城県仙台土木事務所





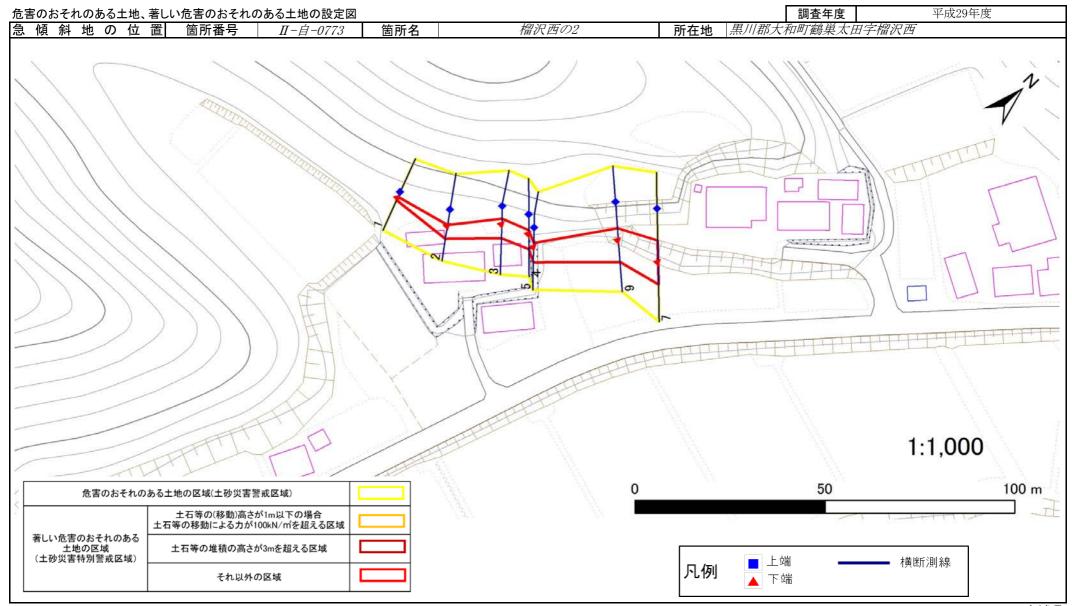
概況図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情複、第438号)

## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第82号
告示年月日	平成31年1月29日



## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号 宮城県告示第82号 告示年月日 平成31年1月29日

傾斜地の位置		箇所番号		11 - 1	∮-0773	固	所名		榴沢西の2		P)T·	在地	黒川柳天和	町鶴巣太田字	催沢四		
	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると 想定されるカ				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると 想定される力					土石等の移動により建築物の地上部に作用すると 想定されるカ				土石等の堆積により建築物の地上部に作用する。 想定されるカ			
横断側線の区間	土石等の(移動)高さが 1m以下の場合、土石等 の移動による力が 100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積高さが 3mを超える区域		それ以外の区域		横断側線の区間	土石等の(移動) 高さが Im以下の場合、土石等 の移動による力が 100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積高さが 3mを超える区域		それ以外の区域	
	カの大きさ のうち最大 のもの	土石等 の高さ	カの大きさ のうち最大 のもの	土石等 の高さ	カの大きさ のうち最大 のもの	土石等 の高さ	カの大きさ のうち最大 のもの	土石等 の高さ		カの大きさ のうち最大 のもの	土石等 の高さ	カの大きさ のうち最大 のもの	土石等 の高さ	カの大きさ のうち最大 のもの	土石等 の高さ	カの大きさ のうち最大 のもの	土石等 の高さ
	$(kN/m^2)$	(m)	$(kN/m^2)$	(m)	$(kN/m^2)$	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)		(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	(kN/m <sup>2</sup> )	(m)	$(kN/m^2)$	(m)	(kN/m²)	(m)
1 ~ 2	-	-	48.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
2 ~ 3	-	-	50.7	1.0		-	11.6	2.3	~								
3 ~ 4	-	-	55.3	1.0	-	-	11.6	2.3	~								
4 ~ 5	-	-	55.4	1.0	-	-	10.6	2.1	~								
5 <b>~</b> 6	-	-	77.8	1.0	-	-	10.6	2.1	~								
6 <b>~</b> 7	-	-	79.7	1.0	-	-	8.4	1.7	~				-				
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~							1	
~									~								
~	1								~								
~									~								
~									~								
~									~							-	
~									~								
~									~							+	
~	<del>                                     </del>		+		+		+		~			+					
~							1		~			1				+	
~									~								
~									~								
~									~								
~									~			1					